

実地調査日	施設名	種別	文書指摘事項	改善報告日	改善状況	証明書交付
R5.5.31	足立 麻衣	ベビーシッター	特になし。			○
R5.5.31	大塚 晶子	ベビーシッター	(1) 安全計画を策定し、計画に従い幼児の安全の確保に配慮した保育を実施すること。 (2) 職員に対し、安全計画について周知するとともに、安全計画に定める研修及び訓練を定期的 的に実施すること。 (3) 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知すること。	R5.7.10	改善済	○
R5.5.18	おさんばや	その他	(1)令和5年4月の職員配置実績において、有資格者が1名のみとなる時間帯が一部見受けられた ため、保育に従事する者のうち、有資格者は常時2名以上の配置とすること。 (2)幼児が安全で清潔な環境の中で、遊び・運動・睡眠等がバランスよく組み合わせられた健康 的な生活リズムが保たれるように、十分に配慮がなされた保育の計画を定め実行すること。 (3)身長や体重の測定など、基本的な発育チェックを毎月定期的に行うこと。 (4)幼児の健康状態の確認のため、継続している幼児に対する入所時及び年2回(概ね6か月ごと) の健康診断を実施すること。施設において直接実施できない場合は、保護者から健康診断書ま たは母子健康手帳の写しを受けること。 (5)感染症に罹患した幼児の再登園において、保護者がかかりつけ医とのやり取りを記載した 登園届等の書面の提出を求め、園日誌や出席簿への記載をするなど感染拡大防止に努めている ことのわかる書類を残すこと。 (6)睡眠中の幼児の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察し記録に残すこと。 (7)安全計画を策定し、計画に従い幼児の安全の確保に配慮した保育を実施すること。 (8)職員に対し、安全計画について周知するとともに、安全計画に定める研修及び訓練を定期 的に実施すること。 (9)保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知すること。 (10)室内外の活動場所の安全管理において、危険箇所等を目視確認し、その後の処置も含め記 録に残すこと。 (11)児童の食事に関する情報や当日の子どもの健康状態を把握し、誤嚥等による窒息のリス クとなるようなものがないことを確認し記録に残すこと。 (12)食物アレルギーのある子どもについては、保護者と連携し、医師の診断及び指示による生 活管理指導表等に基づき、適切な対応を行うこと。 (13)玩具や小物等、室内外に誤飲のリスクとなるようなものがないことを定期的に点検し記録 に残すこと。 (14)施設及び提供するサービスに関する内容を、利用者に提示できるよう整えること。	※令和5年7月25日をもって廃止		
R5.5.23	いりどり保育室	一般	(1)「大量調理施設衛生管理マニュアル」を参考に適切な衛生管理に努めること。 ア 汚染作業区域と非汚染作業区域を明確にし、調理室内の衛生管理に努めること。 ・シンク内に調理業務に関係のない衣類等を入れないこと。 ・湯沸かしポットは床に置かず、ゴミや埃が入らないようにすること。 ・滅菌した食具・食器や布巾類は蓋つきの容器等で保管すること。 イ 調理、調乳に関わる職員は、概ね月1回検便を実施すること。 (2)「保育所における食事の提供ガイドライン」を参考に、食事摂取基準や乳幼児の嗜好を踏 まえた一定期間の献立表を作成すること。また、献立に従った調理が適切に行われていること がわかる記録を残すこと。 (3)乳幼児の健康状態の確認のため、入所児の健康診断はなるべく入所決定前に実施し、未実 施の場合入所後直ちに行うこと。 (4)感染症にかかった乳幼児の再登園時には、保護者がかかりつけ医とのやり取りを記載した 書面の提出を求め、保管しておくこと。 (5)安全計画を策定し、計画に従い乳幼児の安全の確保に配慮した保育を実施すること。 (6)全職員が安全計画をよく理解し、安全計画に定める研修及び訓練を定期的 に実施する こと。 (7)保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知すること。 (8)「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」を参 考に、施設内の設備や備品、定期的に利用する公園や散歩コース等を、利用児の年齢に合わせ た視点で定期的に点検し、対応の記録を残すこと。	R5.10.10	改善中	
R5.5.25	キッズ神山保育所	企業主導型	(1) 消防法上の防火管理者の選任及び消防計画の作成に係る届出について消防署に確認し、そ の結果を踏まえ必要な対応を行うこと。 (2) 重大事故や所在不明等の事故発生時に、速やかに一宮市保育課へ報告できるよう、所定の 様式を準備すること。	R5.7.11	改善済	○
R5.5.30	ぼちぼちえん一宮	事業所	(1) 利用児について、虐待等不適切な養育が疑われる場合に、一宮市子ども家庭相談課や児童 相談所等の専門的機関と速やかに連携できるよう連絡先を把握すること。 (2) 乳幼児の健康状態の把握のため、継続して保育している乳幼児に対する健康診断を1年に2 回(概ね6か月毎)実施し、その結果を保存しておくこと。施設において直接実施できない場 合は、保護者から健康診断書または乳児健診結果が記載された母子健康手帳の写しの提出を受 けること。 (3) 事故発生時に適切な救命処置が可能となるような訓練を行うこと。	R5.6.30	改善済	○
R5.6.1	Head Start International Preschool	一般	(1) 安全計画を策定し、計画に従い幼児の安全の確保に配慮した保育を実施すること。 (2) 職員に対し、安全計画について周知するとともに、安全計画に定める研修及び訓練を定期 的に実施すること。 (3) 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知すること。	R5.7.7	改善済	○

R5.6.6	まつまえ保育園	企業主導型	(1) 常時複数の保育従事者を配置する勤務体制となっているが、令和5年5月の勤務実績において、終日2人体制により、保育従事者の休憩時間の確保が困難と思われる土曜開所日が一部見受けられた。保育従事者の労働基準法に基づく休憩時間の確保が確実になされるよう、保育従事者の勤務体制を整備すること。 (2) 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知すること。 (3) 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、法人もしくは運営会社とともに計画を立て、定期的な訓練を実施すること。 (4) 重大事故や園児見落とし事故があった場合、速やかに一宮市保育課に報告し、事故状況の記録と検証をすることで再発防止対策をする体制を整えること。	R5.7.27	改善済	○
R5.6.6	医療法人尾張健友会千秋病院 ぶんぶん保育室	事業所	特になし。			○
R5.6.8	たんばぼデイサービス森本	事業所	(1) 非常災害に対する具体的な計画（消防計画）を策定し、届出を行うこと。 (2) 防火管理者の選任及び届出を行うこと。 (3) 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知すること。	R5.7.13	改善済	○
R5.6.8	たんばぼ温泉デイサービス一宮	事業所	(1) 安全計画を策定し、計画に従い幼児の安全の確保に配慮した保育を実施すること。 (2) 職員に対し、安全計画について周知するとともに、安全計画に定める研修及び訓練を定期的実施すること。 (3) 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知すること。	R5.7.13	改善済	○
R5.6.13	ラポルトインターナショナルキンダーガーデン	一般	特になし。			○
R5.6.15	たんばぼ加茂の里・託児所	事業所	(1) 労働基準法に基づく休憩付与時間帯においても、保育従事者の複数配置が確保できる職員配置体制を整備し、その記録を残すこと。 (2) 1年に2回（概ね6か月毎）の健康診断を実施し記録を残すこと。 (3) 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知すること。	R5.7.20	改善済	○
R5.6.15	たんばぼ鶴の里託児所	事業所	労働基準法に基づく休憩付与時間帯においても、保育従事者の複数配置が確保できる職員配置体制を整備すること。	R5.7.7	改善済	○
R5.6.20	介護老人福祉施設 西御堂の里三笠	事業所	(1) 労働基準法に基づく休憩付与時間帯において、有資格者の休憩取得が確実になされつつ、常時資格者が配置できる体制を整備すること。 (2) 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知すること。	R5.7.18	改善済	○
R5.6.20	一宮市萩の里特別養護老人ホーム	事業所	労働基準法に基づく休憩付与時間帯においても、保育従事者の複数配置が確保できる職員配置体制を整備し、その記録を残すこと。	R5.8.30	改善済	○
R5.6.22	泰玄会病院院内託児所	事業所	特になし。			○
R5.6.22	Acorn International Preschool	一般	(1) 安全計画を策定し、計画に従い幼児の安全の確保に配慮した保育を実施すること。 (2) 職員に対し、安全計画について周知するとともに、安全計画に定める研修及び訓練を定期的実施すること。 (3) 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知すること。 (4) 食物アレルギーのある子どもについては、医師が記載した生活管理指導表等に基づいて対応すること。	R5.8.22	改善済	○
R5.6.26	ヤクルト玉野保育ルーム	事業所	事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、訓練を実施すること。	R5.8.18	改善済	○
R5.6.27	一宮市立市民病院院内保育所	事業所	(1) 安全計画を策定し、計画に従い乳幼児の安全の確保に配慮した保育を実施すること。 (2) 職員に対し、安全計画について周知するとともに、安全計画に定める研修及び訓練を定期的実施すること。 (3) 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知すること。	R5.8.18	改善済	○
R5.6.29	ヤクルト一宮保育ルーム	事業所	(1) 乳幼児の健康状態の把握のため、継続して保育している乳幼児に対する健康診断を入所時及び1年に2回（概ね6か月毎）実施し、その結果を保存しておくこと。施設において直接実施できない場合は、保護者から健康診断書または乳幼児健診結果が記載された母子健康手帳の写しの提出を受けること。 (2) 窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置かれていないか等、設備や用具の安全確保について、保育室内の点検を定期的実施し、チェックリスト等の記録を残すこと。 (3) 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、訓練を実施すること。	R5.8.18	改善済	○
R5.7.4	特別養護老人ホームアルメゾンみづほ内保育所	事業所	特になし。			○
R5.7.4	フィリオ末広保育所	企業主導型	特になし。			○
R5.7.6	さくらゆうゆう保育園	企業主導型	特になし。			○
R5.7.6	院内保育室「ちびっこハウスさくらんぼ」	事業所	特になし。			○

R5.7.11	のびのび広場なかまち保育園	企業主導型	特になし。			○
R5.7.11	ル・デンタ保育園	企業主導型	特になし。			○
R5.7.13	どれみ保育園	事業所	認可外保育施設が休止中のため非該当	※令和5年7月24日より休止中		
R5.7.13	どれみ未広保育園	事業所	(1) 保育従事者の複数配置が常時確保できる職員配置体制を整備すること。 (2) 安全計画を策定し、計画に従い乳幼児の安全の確保に配慮した保育を実施すること。 (3) 職員に対し、安全計画について周知するとともに、安全計画に定める研修及び訓練を定期的実施すること。 (4) 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知すること。	R5.8.23	改善済	○
R5.7.19	なごみん尾西園	企業主導型	消防計画の内容に変更がある場合は、変更届を提出し適正に作成すること。	R5.8.30	改善済	○
R5.7.19	なごみん木曾川園	一般	特になし。			○
R5.7.20	どんぐり保育所	事業所	(1) 労働基準法に基づく休憩時間付与時間帯においても保育従事者の複数配置が確保できる職員配置体制を整備し、その記録を残すこと。 (2) 乳幼児の健康状態の把握のため、継続して保育している乳幼児に対する健康診断を入所時及び1年に2回（概ね6か月毎）実施し、その結果を保存しておくこと。施設において直接実施できない場合は、保護者から健康診断書または乳幼児健診結果が記載された母子健康手帳の写しの提出を受けること。 (3) 安全計画を策定し、計画に従い乳幼児の安全の確保に配慮した保育を実施すること。 (4) 職員に対し、安全計画について周知するとともに、安全計画に定める研修及び訓練を定期的実施すること。 (5) 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知すること。 (6) 重大事故や園児見落とし事故があった場合、速やかに市役所保育課に報告し、事故状況の記録と検証をすることで再発防止対策をする体制を整えること。	R5.9.8	改善済	○
R5.7.25	子どものお家	一般	(1) 感染症にかかっていることがわかった乳幼児及び感染症の疑いがある乳幼児については、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に指示すること。 (2) 感染症にかかった乳幼児の再登園時には、保護者がかかりつけ医とのやり取りを記載した書面の提出を求め保管しておくこと。 (3) 安全計画を策定し、計画に従い乳幼児の安全の確保に配慮した保育を実施すること。 (4) 職員に対し、安全計画について周知するとともに、安全計画に定める研修及び訓練を定期的実施すること。 (5) 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知すること。 (6) 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、訓練を実施すること。 (7) 重大事故及び所在不明発生時には速やかに当該事実を市に報告できるよう、体制を整えること。	R5.10.5	改善中	
R5.7.27	株式会社ソトー事業所内託児所	一般	(1) 安全計画を策定し、計画に従い乳幼児の安全の確保に配慮した保育を実施すること。 (2) 職員に対し、安全計画について周知するとともに、安全計画に定める研修及び訓練を定期的実施すること。 (3) 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知すること。 (4) 食物アレルギーのある子どもについては、生活管理指導表等に基づいて対応すること。	R5.10.5	改善済	○
R5.8.8	ヴィヴァキッズ	事業所	特になし。			○
R5.8.8	よこわ保育園	企業主導型	特になし。			○
R5.9.28	ヤクルト馬引保育ルーム	事業所	(1) アレルギー疾患を有する子どもの保育については、保護者と連携し、医師の診断及び指示に基づく生活管理指導表に基づき、適切な対応を行うこと。 (2) 重大事故や園児見落とし事故があった場合、速やかに一宮市保育課に報告し、事故状況の記録と検証をすることで再発防止対策をする体制を整えること。	R5.11.7	改善済	○
R5.9.28	ヤクルト木曾川保育ルーム	事業所	重大事故や園児見落とし事故があった場合、速やかに一宮市保育課に報告し、事故状況の記録と検証をすることで再発防止対策をする体制を整えること。	R5.11.9	改善済	○